

資料6

令和3年度第6回市内地区感染症対策担当理事連絡協議会

と き 令和3年9月7日（火）午後2時30分～午後4時

と こ ろ 京都府医師会館（Web会議）

開 会 一般社団法人京都府医師会 会長 松井 道宣

内 容

1. COVID-19 重症化チェックリストについて（資料①） P1～2

2. COVID-19 陽性者へのパルスオキシメーターの貸与について（資料②） P3～5

3. 京都市電話診療所 COVID-19 陽性者の情報提供について（資料③④） P6～21

4. 新型コロナ検査の医療機関紹介事業について（資料⑤） P22～29

5. COVID-19 宿泊療養の状況について（資料⑥） P30

6. 新型コロナワクチンの今後の流通について（資料⑦） P31～41

7. 新型コロナワクチン接種に関する留意事項について（資料⑧） P42～47

8. その他

閉 会 一般社団法人京都府医師会 副会長 谷口 洋子

資料①

令和 3 年 8 月 27 日

医療機関の長様

京都 市 保 健 所 長

〔担当：医療衛生企画課〕

〔電話：075-746-7200〕

新型コロナウイルス感染症に係る重症化リスクチェックシートの提出について（依頼）

平素は、保健医療行政に多大な御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和 3 年 7 月 19 日に、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした中和抗体薬ロナプリーブTM点滴静注セット 300、ロナプリーブTM点滴静注セット 1332 について、新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

本市においては、京都府医師会、京都府入院医療コントロールセンターの御協力のもと、中和抗体薬の適応のある感染者を早期に把握し、治療につなげることを目的に、別紙のとおり重症化リスクチェックシート（以下「チェックシート」という。）を活用してまいります。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、FAXにて新型コロナウイルス感染症発生届を提出される際に、合わせてチェックシートの提出に御協力いただきますようお願いいたします。

＜参考＞

本市のホームページにおいて、発生届及びチェックシート様式を掲載しておりますので、御参照ください。

京都市情報館トップページ → 健康・福祉・教育 → 医療 → 感染症予防・予防接種
→ 感染症に関すること → 感染症発生動向調査事業に関する届出様式

FAX送信先 075-251-7233

令和3年8月 日

集合契約参加医療機関の長様

一般社団法人京都府医師会会長
京都府健康福祉部長
京都市保健福祉局医療衛生推進室長

新型コロナウイルス感染症陽性者へのパルスオキシメータの配布に係る
協力依頼について

平素は新型コロナウイルス感染症診療にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症陽性者の増加に伴い、保健所による迅速な疫学調査や陽性者への迅速な健康管理器機の貸与が難しくなっております。

このため、自宅療養者が増加する中ではありますが、自宅療養中の健康状態を客観的に把握できるよう、貴医療機関において陽性が判明した方等へのパルスオキシメータの直接配布にご協力を賜りますようよろしくお願いします。

また、配布用パルスオキシメータの追加のご要望につきましては、別紙様式により、ご連絡いただきますようよろしくお願いします。

記

1 ご依頼事項

- (1)陽性者へのパルスオキシメータセットの配布及び健康観察方法の説明
- (2)京都市保健所に送付する発生届への「パルスオキシメータ配布済み」の記載
- (3)京都府への配布数の報告及び残余パルスオキシメータセットの返送(返信用封筒有り)

2 配布対象者

貴医療機関において、新型コロナウイルス感染症と診断された方(見込み含む)で、速やかな健康観察が必要と医師が認めた方(重症化リスクがある方等)

3 配布物(送付物)

パルスオキシメータセット _____ セット ※実績に応じて記載

- ・パルスオキシメータ(松吉医科器械製又は小池メディカル製)
- ・しおり「ご自宅で療養される方・ご家族の方へ」
- ・健康観察票
- ・宿泊施設あっせんチラシ
- ・借用書
- ・返信用封筒(切手不要)

4 実施期間

8月下旬から9月末まで(予定)

5 追加申し込み方法

今回お送りしたパルスオキシメータが足りなくなりましたら、別紙様式を京都府健康対策課あて送付してください。

- ・同居の方は、基本的に濃厚接触者に当たります。そのため、同居の方も毎日健康状態の確認を行い、症状が出た場合は速やかに以下へ連絡してください。

＜連絡先＞

- ✧ 京都市医療衛生企画課（保健所） : 075-746-2600
受付時間：平日 8:45～17:30
- ✧ きょうと新型コロナ医療相談センター : 075-414-5487
受付時間：土曜、日曜、祝日を含む 24 時間

京都市電話診療所による新たな取り組み（案）

現 状

- 自宅療養者が急増する中で、保健所による迅速な疫学調査や健康管理機器の送付が困難な状況。
- 結果として、かかりつけ医や検査・診断医に陽性者への指導や相談をご負担いただいている。

目 的

- 自宅療養者の重症化リスクをしっかりと把握し、陽性者外来での検査、中和抗体薬による治療、宿泊施設、入院等に迅速かつ適切につなげる

対 応

- ①中等症以上の方、②重症化リスクの高い方、③COVID-19に関する処方が必要だが、近隣に配達対応可能な薬局がない方等で、相談や困りごとがある場合は、京都市電話診療所に情報提供いただき、京都市保健所と連携のうえ、対応を調整。

情報提供いただきたいCOVID-19陽性者の例（対象：京都市民）

- 酸素飽和度又は臨床状態から「COVID-19診療の手引き」において、中等症に該当する方（別添「重症度分類」参照）
- 重症化リスクを有しており、状態悪化が危惧される方（「重症化リスク チェックシート」の活用）
- 処方を要するにも関わらず、近隣に配達対応可能な薬局がない方 上記に該当する方で、相談や困りごとがある場合。
- ※ 京都市電話診療所で対応できるのは、COVID-19に関連する処方のみです。

京都府医師会・京都市電話診療所宛 FAX：075-354-6992

【様式A】COVID-19陽性者に係る相談票

年 月 日

医療機関住所

医療機関名

電話番号

※当日午後2時～午後4時に直接先生と話せる番号をご記入下さい。

医師氏名

患者	ふりがな				職業		
	氏名						
	住所						
	生年月日	年 月 日生 (歳)			男 · 女		
	電話番号	※患者さんに電話診療を行う場合もありますので、携帯電話等をご記入下さい。					
	保険者番号	斜線
	記号番号					被保険者 · 被扶養者	
相談項目	<p>※該当する□に✓を入れていただき、補足事項があれば余白にご記入下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 酸素飽和度又は臨床状態から「COVID-19診療の手引き」において、中等症に該当する方についての相談 (内容)</p> <p><input type="checkbox"/> 重症化リスクを有しており、状態悪化が危惧される方についての相談 (内容)</p> <p><input type="checkbox"/> 処方を要するにも関わらず、近隣に配送対応可能な薬局がない方についての相談</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>						

※電話診療の場合、患者さんと対面する機会がないため、保険証情報のご記入に御協力をお願いします。

★誤送信にご注意ください！★FAX送信先 075-354-6992

1. 重症度分類（医療従事者が評価する基準）

重症度	酸素飽和度	臨床状態	診療のポイント
軽症	$SpO_2 \geq 96\%$	呼吸器症状なし or 咳のみで呼吸困難なし いずれの場合であっても肺炎所見を認めない	・多くが自然軽快するが、急速に病状が進行することもある ・リスク因子のある患者は入院の対象となる
中等症Ⅰ 呼吸不全なし	$93\% < SpO_2 < 96\%$	呼吸困難、肺炎所見	・入院の上で慎重に観察 ・低酸素血症があっても呼吸困難を訴えないことがある ・患者の不安に対処することも重要
中等症Ⅱ 呼吸不全あり	$SpO_2 \leq 93\%$	酸素投与が必要	・呼吸不全の原因を推定 ・高度な医療を行える施設へ転院を検討
重症		ICUに入室 or 人工呼吸器が必要	・人工呼吸器管理に基づく重症肺炎の2分類（L型、H型） ・L型：肺はやわらかく、換気量が増加 ・H型：肺水腫で、ECMOの導入を検討 ・L型からH型への移行は判定が困難

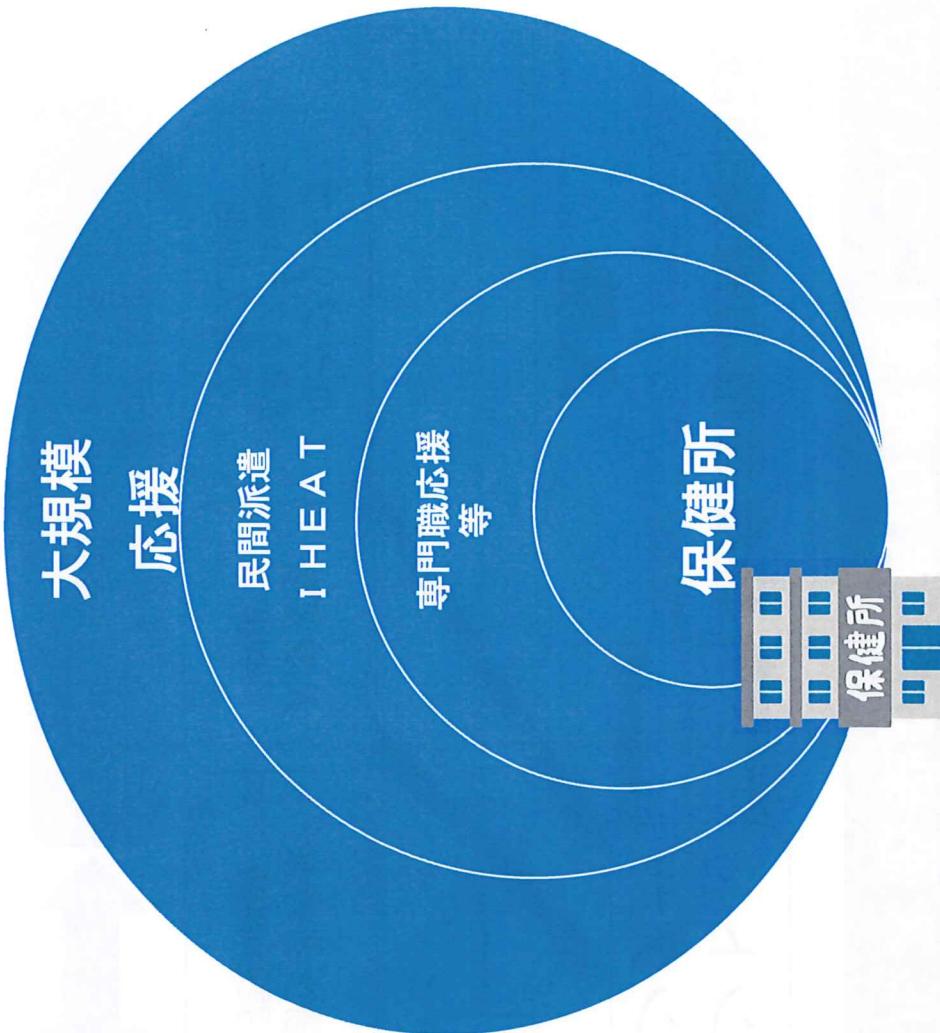
注

- COVID-19で死亡する症例は、呼吸不全が多いために重症度は呼吸器症状（特に呼吸困難）と酸素化を中心に分類した。
- SpO_2 を測定し酸素化の状態を客観的に判断することが望ましい。
- 呼吸不全の定義は $PaO_2 \leq 60\text{mmHg}$ であり $SpO_2 \leq 90\%$ に相当するが、 SpO_2 は3%の誤差が予測されるので $SpO_2 \leq 93\%$ とした。
- 肺炎の有無を把握するために、院内感染対策を行い、可能な範囲で胸部CTを撮影することが望ましい。
- 酸素飽和度と臨床状態で重症度に差がある場合、高い方に分類する。
- 重症の定義は厚生労働省の通知に従った。ここに示す重症度は中国や米国 NIH の重症度とは異なっていることに留意すること。

保健所の更なる体制強化について

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、この間、医療衛生企画課職員の増員をはじめ、応援職員の拡充や民間人材派遣の活用、「京都市版 I H E A T (アイヒート)」による保健所業務応援チームの結成など、感染状況に応じて順次、体制強化を図つてきました。

8月25日時点で170名の職員体制で対応しているましたが、現下の災害級ともいえる急速な感染拡大局面を迎えていることから、市民の皆様のいのちと健康、暮らしを守るために、下記のとおり、全庁的な応援体制のもと、積極的疫学調査や健康観察等に従事する応援職員を154名増員し、324名体制とし更なる職員体制の強化を図りました。



パルスオキシメータの医療機関による配布

陽性判明後ただちに健状態を把握できるよう、検査診療機関において、陽性者は陽性判明前であっても医師が必要と認める者に対して配布します。各医療機関への配布は京都府から行います。（対象医療機関：8月中旬に京都府に、陽性判明者を10件以上届出した医療機関）

義大拡

特例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療の有無（有・無）
・パルスオキシメーターの配布の有無（有・無）
から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。 11.

配布された場合は、上記「パルスオキシメーターの配布の有無」にチェックしてください。

電話診療所による取り組み（1）

発生届と合わせて、「重症化リスクチェックシート」の記入に御協力をお願ひいたします。（FAX送付分のみ）電話診療所で抗体力ケル療法対象者を選定し、入院医療コントロールセンターへ提出します。

8／17～9／6の実績

診療件数	処遇内訳（延）		
	陽性者 外来調整	入院 入所	処方箋 発行
386	23	8	222

新型コロナウイルス感染症「陽性者」 重症化リスクチェックシート			
医療機関名 フリガナ	医療機関 行政区	記入者 発症日	医療機関・保健所 年　月　日
生年月日	年　月　日生（満　歳）	性別	口男　・　口女
重症化リスク因子		回答欄	
1. 慢性閉塞性肺疾患（COPD）	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
2. 慢性腎不全	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
3. 糖尿病	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
4. 高血圧・心血管系疾患 (疾患名： <input type="text"/> あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> なし	
5. 脂質異常症	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
6. その他疾患			
7. 肥満（BMI 30以上）	身長： <input type="text"/> cm	体重： <input type="text"/> kg	
8. 哮喘	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
9. 固形臟器移植後の免疫不全	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
10. 妊娠後期	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
11. 酒精飽和度	実測値： <input type="text"/> %	<input type="checkbox"/> 未測定	
12. 呼吸器症状がある (咳、息切れ、胸痛)	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
13. 発熱	実測値： <input type="text"/> ℃	<input type="checkbox"/> 未測定	
14. 新型コロナワクチン接種の有無	<input type="checkbox"/> 1回接種	<input type="checkbox"/> 2回接種	<input type="checkbox"/> 未接種

※BMI = [体重(kg)] ÷ [身長(m)] の2乗

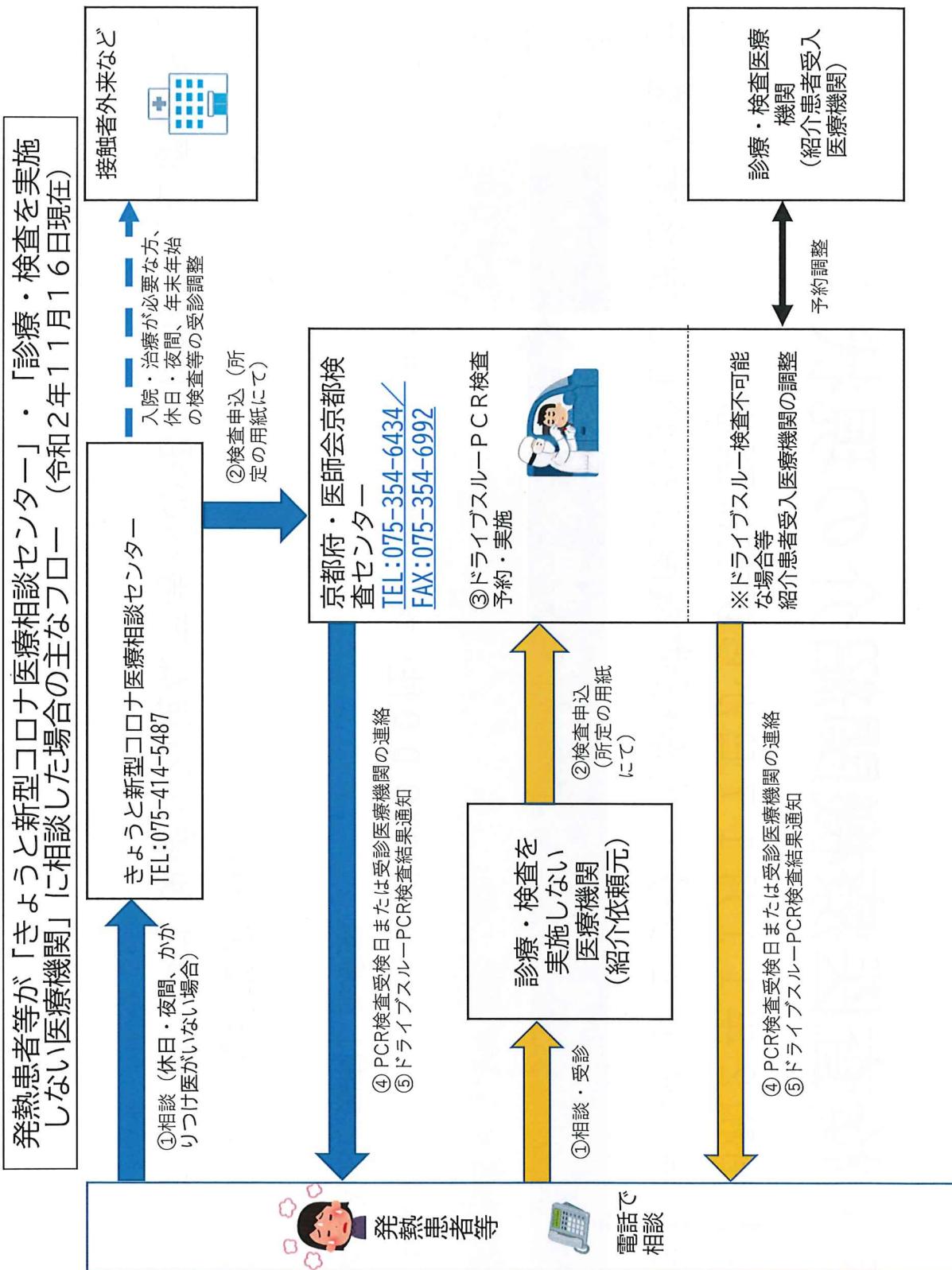
健康観察の外部委託

自宅療養者に対し、速やかに適切な健康観察を実施しし、より丁寧に自宅療養者のリスクを把握し、必要な医療との連携を行うこととして、自宅療養者の安心・安全・安心・安全部委託する目的に、市内訪問看護ステーション等に対し在宅療養者の健康観察業務を一部委託することとした。また、引き続き京都府医師会の協力のもと設置している京都市電話診療所や京都府入院医療コンソルタントセンターとの連携など、市民の皆様の安心安全な療養環境の向上を図ります。

なお、市内訪問看護ステーションへの委託については、今後、順次拡大して実施する予定です。

<現時点で委託実施している地域>

山科区
委託先（医療社団法人洛和会）



通期の紹介案内実績(2020.11.17~2021.8.26)

処理結果		診療検査医療機関			紹介元別件数	
結果	件数			総件数	割合 (行政/医療機 関)	割合 (市/府)
紹介済み	6,155	行政 (京コロ センター)	市	4,500	5,645	80%
キャンセル(その他)	738	府	1,145			20%
ドライブスルー	97	会員医療機関		1,345	19%	
総計	6,990	合計		6,990		

診療検査医療機関		紹介元別件数	
		総件数	(行政/医療機 関)
行政	市	4,500	
(京コロ センター)	府	1,145	
会員医療機関		1,345	19%
合計		6,990	

直近30日の紹介案内実績 (2021.7.16~8.25)

974件の紹介案内

紹介を受けていたいた医療機関	医療機関数
60件以上	1
50~59	0
40~49	1
30~39	5
20~29	7
10~19	17
10件未満	71
合計	102

974人の患者を102件の医療機関に紹介。そのうち1医療機関は60人以上の患者を受け入れている。紹介患者の地理的な条件等から、紹介できる医療機関には、偏りがでている。

現状の課題

- ・感染状況にかかるうずコントラストに紹介依頼があるが、受け入れ医療機関は減少傾向にある
- ・最近（第5波）は、平均30～60件／日の案内を行っている（冬には100件に迫る日もあつた）が、ワクチン接種が本格化した頃から10～15件／日の医療機関から断られるようになってしまった
- ・これにより同一の医療機関に紹介が集中し、受け入れが困難な状況が続いている
- ・紹介可能な医療機関が少なく、悪循環になっている地域もある
- ・濃厚接触者に対し、保健所が行う積極的疫学調査が十分に行われなくなってきたことにより、今後の対応について検討が必要

京都市内地区感染症対策担当理事連絡協議会 説明資料

住民向け接種

新型コロナワクチン接種事業の状況

令和3年9月7日



1 京都市内の接種回数

令和3年9月6日 VRS情報

	1回目	接種率	2回目	接種率
全体	733,388 回	52.36 %	575,605 回	41.09 %

年代	1回目	接種率	2回目	接種率
65歳以上	346,143 回	87.42 %	330,537 回	83.48 %
60歳～64歳	55,787 回	73.57 %	45,120 回	59.50 %
50歳～59歳	109,370 回	57.89 %	71,891 回	38.05 %
40歳～49歳	91,096 回	44.55 %	53,818 回	26.32 %
30歳～39歳	56,876 回	36.15 %	32,768 回	20.83 %
20歳～29歳	55,091 回	34.44 %	33,063 回	20.67 %
12歳～19歳	16,294 回	17.25 %	6,836 回	7.24 %

※接種後にVRSに記載した数値を記載しています。実際の接種回数(は上記数値より多くなります。
※全体の接種数には「登録なし」等、2,731名を含みます。

京あんしん予約システムとの連携

「京あんしん予約システム」を活用する医療機関を対象に、ワクチン上乗せを実施中

8月30日の週から10月4日の週まで
週の発注上限に【6ノバイアリ】を上乗せ

「京都市ワクチンWEB発注システム」(こは,
京都が代行入力します。

かかりつけ医を持たない人や、かかりつけ医がワクチ
ン接種を行つていらない人への予約・接種の際には、
活用を御検討ください。

★ワクチン上乗せの間合せは、医療衛生企画課コロナワクチン担当まで

TEL:222-3423 E-mail:vaccines-kyoto@city.kyoto.lg.jp

★「京あんしん予約システム」のサポート、御相談(は京都府医師会事務局へ

5 国からのワクチン供給

今後のファイザー社ワクチンの分配量

○基本枠

	第14クール (9/13の週・9/20の週)	第15クール (9/27の週・10/4の週)
全 国	9,243 箱	9,173 箱
京都府	179 箱	179 箱
京都市	110 箱	110 箱程度

○調整枠

- ・ 全国で、第14・15クールで併せて300万回程度
- ・ 接種率が8割を超える自治体など地域の実情に応じて都道府県が調整できるよう配分予定
- ・ 第14クールは、京都府に23箱。うち京都市に13箱

【概要】

市内の医療機関において、2回接種を行つた被接種者の中で自費による中和抗体検査を希望された方に検査を実施し、中和抗体量が低い方には、3回目接種の希望を聴取し、8月2日から8月10日までの間に接種を行つた。

予防接種法の規定による新型コロナワクチン接種は「2回接種」です。

集合契約において、接種実施医療機関には、「法令等の遵守」「ワクチンの添付文書の記載に反する内容・方法による接種の禁止」が定められています。

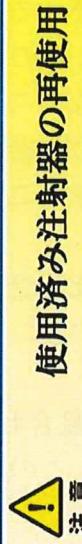
★ 接種を希望される方への、できるだけ早期の「2回接種」に御協力をお願いします。

8 参考（厚生労働省の注意喚起資料）

参考（厚生労働省の注意喚起資料）

厚生労働省が「血液感染を起こしうるもの」と「希釈間違い」について、医療従事者向け注意喚起資料を作成し、再発防止に向け、啓発を行っています。

新型コロナワクチンの間違い接種情報（No.1 令和3年8月）



使用済み注射器の再使用

使用済みの注射器を再使用してしまう誤りが起きています。

不要な侵襲を与えるだけでなく、血液感染を起こしうる重大な医療事故です。

※2021年6月16日までに、使用済み注射器の再使用による血液感染を起こしうる間違いが23件報告されています。

以下の対策が有効です！



・ファイザー社ワクチンについては、都道府県又は市区町村が設置した接種会場はそれぞれ都道府県又は市区町村と、また、個別接種を実施している医療機関は、医療機関が所在する市区町村と相談すること。

○副反応疑い報告について、異物混入があった場合でも、報告の対象となる症状や報告手続等は、通常と変わらないこと。

○混入していた異物が原因で健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者についても、健康被害救済給付の対象となること。

事務連絡
令和3年9月2日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省
健康局健康課予防接種室
医薬・生活衛生局医薬安全対策課
医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

新型コロナワクチンに異物の混入があった場合の対応等について

新型コロナワクチンについては、特定のロットにおいて多数の異物の混入があった（※）ことから、8月26日（木）より一部ロットの使用を見合せており、また、その後も一部の接種会場において使用が見合せとなっていないバイアル内等に異物が確認され、接種会場の判断により一部ロットの接種を見合わせるといった対応がなされているところです。

このような状況を踏まえて、接種前に異物の混入について十分に確認していただきとともに、新型コロナワクチンに異物の混入があった場合の対応等について、以下のとおり周知いたしますので、御確認いただき、適切な御対応をお願いいたします。

（※）本年8月31日までに、バイアル内に異物が混入していた事例は、

- ・ファイザー社ワクチンでは未穿刺2バイアル^(注)、穿刺済（コアリング）80バイアル（出荷数 約2,316万バイアル）、
- ・武田/モデルナ社ワクチンでは未穿刺22バイアル^(注)、穿刺済（コアリング等）44バイアル（出荷数 約282万バイアル（使用を中止した3ロット約16万バイアルを除く。））

報告されている。（注：製品の品質には影響しないこと確認済）

記

(3) 異物の混入を認めたバイアルの使用見合わせに伴い不足したワクチンについて

- ① 武田/モデルナ社ワクチン及びアストラゼネカ社ワクチンについては、V-SYS 希望量登録の際に、不足分を上乗せして登録すること（当日又は翌日等の代替品納入対応の実施は予定していない。）。
- ② ファイザー社ワクチンについては、都道府県が設置した接種会場は都道府県と、市町村が設置した接種会場は市町村と相談すること。また、個別接種を実施している医療機関は、医療機関が所在する市町村と相談すること。

2. 健康被害等について

(1) 副反応疑い報告について

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた者が、当該接種を受けたことによるものと疑われる症状として予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 5 条に規定する症状を呈している場合は、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱について」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照の上、対応すること。すなわち、新型コロナウイルスワクチンへの異物混入があった場合でも、報告の対象となる症状や報告手続等は、通常の副反応疑い報告と変わるものではないこと。

(2) 健康被害救済給付について

新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者については、健康被害救済給付が行われること。すなわち、新型コロナウイルスワクチンに混入していた異物が原因で健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者についても、対象に含まれること。

以上